

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和57年3月から同年9月まで

私は、昭和48年4月にA町（現在は、B市）において国民年金に任意加入した。夫の転勤のため、引っ越しが多く、国民年金保険料の納付が遅れることもあったが、その時は一括払いするなど保険料を納付していた。国民年金は、将来のため大切なことなので必ず保険料を納めると決めていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意加入し、申立期間①を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①について、i) 申立人は、申立期間①を除く昭和51年4月から55年9月までの国民年金保険料及び付加保険料を併せて納付していること、ii) 申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①前後の国民年金保険料を現年度納付していることが認められること、iii) 申立期間①当時、申立人の住所に変更はなく、経済的にも安定していたと推認できることから、付加保険料も含め申立期間①の国民年金保険料が未納であるものとは考え難い。

しかしながら、申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳には、昭和55年12月1日に資格喪失し、57年10月18日任意加入者として資格取得したと記録されている上、申立期間②当時居住していたC市及びD市共に加入手続が行われた形跡が見当たらないことから、申立期

間②は未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年9月まで

私の父親が、20歳になった私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その保険料を私が婚姻するまで納付してくれていた。

また、現在所持している国民年金手帳の昭和46年度の印紙検認台紙が切り取られ、切取線上に割印がある上、昭和47年10月から48年9月までの納付書・領収書によると、実際の保険料額より多い金額で領収されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料が含まれているのではないかと考えられ、申立期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、幾度にわたる国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適切に行っている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていたとする申立人の父親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、記録確認できる期間についてはすべて前納していることが確認でき、昭和45年10月以降は付加保険料も併せて納付していることなどから、その父親の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえるほか、申立人の被保険者名簿検認カード、及びその父母の特殊台帳（マイクロフィルム）により申立期間後の保険料納付日がそれぞれ一致していることが確認できることから、その父親が申立

人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が20歳になった昭和46年*月に払い出されたものと推定されることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、納付意識が高かったその父親が、申立人の加入手続のみを行い、申立期間に係る保険料を納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年6月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和50年1月から同年3月まで
⑤ 昭和51年1月から同年3月まで
⑥ 昭和53年1月から同年3月まで

私は20歳から国民年金に加入し、その保険料を60歳に達するまで未納なく納付してきた。もし途中で未納があれば、私の性格から、60歳まで頑張って納付できなかったはずである。

送られてきた納付書の国民年金保険料は必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月に国民年金に加入し保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者管理簿索引表、同手帳記号番号の前後のオンライン記録、及び特殊台帳（マイクロフィルム）から、46年8月ごろに払い出されたものと推定でき、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時に国民年金被保険者資格は、申立人が20歳になった43年*月に遡^{そきゅう}及して取得されたものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の閲覧調査を行った結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和

46年8月の時点において、申立期間①の国民年金保険料は、既に時効により納付することができない期間であるほか、当該期間については、第1回特例納付による納付が可能であるが、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したかどうか不明であるとしており、特例納付により保険料を納付した形跡も見られない。

加えて、申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっており、A市の国民年金被保険者名簿と特殊台帳（マイクロフィルム）の記録とも一致していることから、申立人のみが保険料を納付していたとは考え難く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立人の特殊台帳により、昭和44年7月から45年9月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される46年8月の時点において、過年度納付が可能であった申立期間②（昭和45年10月から46年3月までの期間）の保険料については納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私の妻は、昭和53年3月ごろに、A県B市C出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、この後は夫婦二人分の国民年金保険料を妻と一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間における妻の国民年金保険料は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納が無く、申立人の保険料を納付していたとするその妻も、国民年金加入期間中の保険料を完納している上、申立人及びその妻は、特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和53年4月に付加保険料納付の申出を行っていることが確認でき、これ以降の国民年金加入期間のほとんどの期間において、定額保険料と併せて付加保険料を納付しているなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は、昭和53年3月ごろに申立人の妻がB市C出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も一緒に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況により、53年2月ごろに同市を管轄する社会保険事務所（当時）から夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立人及びその妻は、いずれも20歳到達時にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、申立期間前の国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金の納付書・領収証書により、昭和53年4月15日に51年1月から52年3月までの保険料がD郵便局で過年度納付され、52年4月から53年3月までの保険料につ

いてはB市C出張所で現年度納付されていることが確認できる上、特殊台帳及びオンライン記録により、その妻も20歳到達時の52年*月以降の保険料を過年度納付していることが推認できることから、申立人及びその妻は、国民年金加入当初において、当時納付可能であった過去の保険料をすべて納付したものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付月が確認できる昭和60年4月から平成22年3月までの保険料の納付状況を見ると、申立人の供述どおり、10か月だけを除いて夫婦の納付月が同一であることが確認できるとともに、納付月が異なる10か月については、その妻が自身の保険料納付より申立人の納付を優先したとの供述どおり、申立人の保険料が納付された後にその妻の保険料が納付されていることが確認できる上、その妻は、特殊台帳により、申立期間に係る保険料を昭和55年12月27日に過年度納付していることが確認できることから、これまでのその妻の保険料の納付方法からみて、その妻が申立人の保険料を未納にしたまま、妻自身の保険料だけを過年度納付したものととは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年2月5日、同被保険者資格喪失日に係る記録を同年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とするとともに、申立人のB社C支店における同被保険者資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月5日から同年4月1日まで

昭和38年1月末ごろまで、A社の関連会社であるB社本社に勤務していたが、申立期間中は親会社であるA社の指示により、同年4月1日に開店するB社C支店開設準備の業務に従事していた。

しかし、申立期間について関係すると思われる会社における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、いずれの会社においても加入記録がなかった。勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述、複数の同僚の供述及びA社の回答から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和38年2月5日にB社からA社に異動、同年3月1日にA社からB社C支店に異動）、申立期間当時、B社C支店の開設準備業務に従事していたことが認められる。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況について親会社であるA社に照会したところ、「申立期間当時、A社及び当社の関連会社の給与計算はA社が一括して行い、社会保険の手続については各社がそれぞれ行っていた。当時、A社では、関連会社の事業の統合を行っており、申立人については、事業統合に伴う異動の際の社会保険手続の誤りによる厚生年金保険の加入

記録の欠落であり、申立期間に係る保険料を給与から控除していたと思う。」と回答していることから判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月5日から同年3月1日までの期間においては、A社における37年10月の同僚の標準報酬月額の記録から1万6,000円とし、また、38年3月1日から同年4月1日までの期間においては、B社C支店における同年4月の申立人の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンラインの記録によると、B社C支店は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間中の同年3月1日においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社C支店は法人事業所であり、複数の同僚の供述により、同年3月1日時点で5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年2月1日まで

昭和38年にC社に入社した。同社は43年4月にD社に合併されたが、入社から平成13年6月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間は、D社からグループ会社であるA社に出向し、E業務担当として勤務していた期間であり、給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された辞令簿の写し及び複数の同僚の供述、並びに申立人から提出された申立期間当時の給与明細書の写し及び厚生年金保険料の控除方法（翌月控除）に関するB社の回答によると、申立人は、申立期間についてD社のグループ会社に継続して勤務し（昭和46年10月1日にD社からA社へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内となり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和46年11月分及び47年1月分の給与明細書の写しから、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から同年10月1日まで
昭和32年8月1日までA社B事業所に在籍し、同日付けで同社C事業所に転勤した。
ねんきん特別便で、A社C事業所への着任日が昭和32年10月1日となっているが、同事業所には同年8月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び上記同僚は、異動日については、昭和32年8月1日にA社B事業所から同社C事業所に転勤したと供述しているが、オンライン記録により、申立人が同社C事業所に同時に転勤したとする同僚二人は、前任地（同社の系列会社のD社E事業所）において同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社C事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及び社会保険事務所（当時）の記録では、同社C事業所は、同年10月1日に同保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、同保険の適用事業所に該当していないことが確認できることから、申立人の同社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同

年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B事業所における昭和32年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成7年4月1日から同年12月29日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成7年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年12月29日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月29日から7年12月29日まで

平成6年5月にA社に入社し、現在も勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。入社から1年か2年は季節雇用のB作業員であり、その後、常用雇用となった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち平成7年4月1日から同年12月28日までA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者17人に照会したところ、回答があった9人のうち、作業員（B作業員を含む。）であったと供述する者5人は、いずれも、自身が記憶する勤務期間と同保険の被保険者期間がほぼ合致していることが確認できる。

さらに、前述の回答者9人のうち、申立期間において当該事業所に勤務していたと供述しているとともに、当該事業所における従業員数に係る供述が得られた4人は、いずれも、「当時の従業員数は8人から10人であった。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立期間のうち平成7年4月から

同年11月までの期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は7人から9人であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員のほぼすべてを同保険に加入させていたものと考えるのが妥当である。

加えて、当該回答者9人においては、本人の供述又は厚生年金保険被保険者記録により、申立期間において季節雇用者であったことがうかがわれる者はいないが、オンライン記録によれば、申立人は、季節雇用者であったとする申立期間の前年の平成6年5月1日から同年12月29日までの期間においては同保険の被保険者であったことが確認できる上、これは、雇用保険の被保険者記録とも合致しており、ほかに、当時、当該事業所において、季節雇用者として勤務する者について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成7年4月1日から同年12月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成6年11月及び8年4月のオンライン記録、並びに申立人と同様にB作業員であったことが判明した者の同社に係る申立期間前後のオンライン記録から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年4月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成6年12月29日から7年4月1日までの期間については、申立人は、「入社後1年か2年は季節雇用であり、冬場にいったん雇用を打ち切られ、失業保険の給付を2回ぐらい受けた。この期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは記憶が無い。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は6年12月28日に当該事業所を離職したことが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と合致することを踏まえると、申立人が当該期間において当該事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和37年11月1日、同資格喪失日は38年4月4日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月13日から38年4月1日まで
昭和37年4月にA社に入社し、62年5月まで同社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、A社が発行した在職証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者記号番号が一致する者が、同社同支店において、昭和37年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年4月4日に同資格を喪失した記録が確認できる。

なお、オンライン記録によれば、当該記録は未収録となっているが、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の前後に記載された厚生年金保険被保険者記録については、いずれもオンライン記録に収録済みであるほか、申立人の当該記録が欠落した書き換え後の被保険者名簿等も見当たらないことを踏まえると、社会保険庁(当時)が当該事業所に係る被保険者記録をオンライン記録に入力する際に、申立人の被保険者記録が入力漏れとなったものと考えられ

る。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和37年11月1日に取得し、38年4月4日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務する申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支払明細書により、申立人は、平成19年6月15日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和26年4月20日、同被保険者の資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月20日から同年8月20日まで
昭和8年にD社（昭和23年に名称変更によりA社となる。）に入社し、44年12月31日まで継続して勤務した。

D社における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、同社C支店に勤務した期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社本店が保管する申立期間当時のA社の職員名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年4月20日にA社E支店から同社C支店に異動、同年8月20日に同社C支店から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社E支店における昭和26年3月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社F支店における同年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 4 月から同年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和47年7月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から47年7月28日まで
ねんきん特別便により、厚生年金保険の加入期間と厚生年金基金の加入期間の記録が相違していることが分かった。

厚生年金基金に加入していて、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する申立人の加入員記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B厚生年金基金から提出された資料より、申立人は、同基金で昭和46年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に標準報酬月額の定時改定が行われ、47年7月28日に同資格喪失していることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格の取得喪失に係る届出及び被保険者報酬月額算定基礎届は4枚複写の方式を使用しており、事業所は、1枚目及び2枚目を当基金に提出し、3枚目及び4枚目を社会保険事務所(当時)に提出することになっていた。」と回答している。

加えて、A社は、「給与から厚生年金基金掛金を控除しておりながら、厚生年金保険料を控除しないということはありません。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人の主張する昭和47年7月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における標準報酬月額及び厚生年金基金の昭和46年10月の定時決定の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 2397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月26日から同年6月1日まで

昭和59年3月1日から61年3月26日まで、途切れることなくA社を中心とする同系列会社に勤務していたが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が59年5月26日、同系列会社のC社における同資格取得日が同年6月1日になっているため、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白期間が生じている。

申立期間における給与明細書があり給与から厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出した給与明細書（写し）及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1661 (事案 1070 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から52年3月まで

私の夫はA事業の仕事をしていた関係で、県内を転々としていたが、昭和43年3月にB社を最後に退職した。その時にC年金を解約し、脱退一時金を受け取った。

その後、国民年金に加入しようとD市E区役所へ出向き、相談したところ、夫の加入していたC年金の加入期間が長いので、それを利用すれば夫婦二人で50万円以上納付することになるが、加入できると助言を受け、次男から15万円ほど用立ててもらい、国民年金保険料を納付した。

年金記録の照会を行った際、未納期間があるとの回答があり、申立てを行ったが訂正不要の決定になった。

そのころ大変苦しい生活環境の下、50万円以上の国民年金保険料を納付したので納得できない上、二人の息子に当時の状況を聴取すれば分かるはずなので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が納付したと述べている国民年金保険料は、申立人及びその夫の納付記録にある特例納付、過年度納付及び申立人が現年度納付したと思われる保険料合計金額に一致し、申立期間の保険料を納付したとすると、申立内容が不合理である上、申立人及びその夫の納付月数から、通算老齢年金の受給資格に必要な期間の保険料を納付したものと考えられることから、特例納付可能期間の保険料を未納期間を含めてすべて納付したものは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の子供に当時の状況を聴取してほしいと述べているため、

当初の申立てにおいても聴取を行っているが、今回改めて聴取した結果でも、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする有力な事情をうかがうことはできない上、申立人は新たな関連資料等を所持していないため、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1662 (事案 1079 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年12月まで

私は、前回の申立てで一部記録が訂正されたが、申立期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

時期は覚えていないが、A市B区役所の年金担当課の担当者と地区の集金人に未納期間の確認をしたところ、未納期間は無いと回答を得た記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和41年4月から43年3月までの期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が45年3月に払い出されていることから、申立人が国民年金保険料の納付を開始したのはそのころである上、申立期間は時効により納付できない期間であること、43年1月から同年3月までの保険料については、当該払出日当時は過年度納付が可能であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月26日付けで、申立期間を除く43年1月から同年3月までの期間のみの年金記録の訂正が必要である旨のあっせんが行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を示す新たな根拠として、A市B区役所の担当者と当時の集金人から保険料の未納は無いと回答を得た記憶があると述べているが、当該区役所の担当者は特定できない上、集金に携わっていたと思われる国民年金推進員は、当時の状況についての詳細は不明であるとしており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年8月まで

私は、平成5年8月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金へ再加入の手続を行った。当時は再就職先が決まらず、アルバイトで生計を立てていたが、生活保護より少ない給料の中から国民年金保険料を納付していた記憶がある。書類等は数年前に廃棄したので残っていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、6年4月1日作成のA市保管の国民年金被保険者名簿から、申立期間を含む5年7月から6年3月まで未加入期間であったものと確認でき、申立人が主張する国民年金への再加入手続を行った形跡は見当たらない上、平成6年度の被保険者名簿は作成されていないことから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されず、保険料納付はできなかつたものと考えられる。

また、平成8年5月に、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が訂正されたことにより、申立期間が未納期間として整理されたことが確認でき、その時点で、申立期間のうち5年8月から6年3月までは時効により納付できない期間である上、申立人は、過年度納付が可能である6年4月から同年8月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと述べていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1664 (事案 1510 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から63年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から63年11月まで

私は、昭和35年10月ごろに国民年金に加入した。加入手続はしていないが、国民年金手帳が郵送されてきた。その年金手帳は現在持っていない。

申立期間を含めてすべての期間の国民年金保険料は、所得が低いため納付していない。免除申請手続は、余り記憶が定かではないが、昭和45年ごろにA市B区役所で一度行ったと思う。

私のような低所得者は、免除申請手続をしていなくても国民年金保険料の納付を免除されるべきであると考えてるので、申立期間の保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した以後、長期間にわたり国民年金の再加入手続を行った形跡が無く、申立期間の大半は国民年金の未加入期間であったと推認できる上、申立人自身も国民年金の再加入手続及び国民年金保険料を納付したことは無いと述べている。

また、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行わなければならないところ、申立人は、昭和45年ごろ、一度A市B区役所で当該手続をしたかもしれないという曖昧な記憶に加え、申立期間について免除申請手続の有無にかかわらず免除期間として認めてほしいと主張しているだけで、申立人が申立期間に係る免除申請手続を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、記憶が曖昧であることを理由として認められないのは納得でき

ないこと、及び平成 21 年 11 月 5 日付けでC 社会保険事務所長（当時）から申立人あてに通知された「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」の回答内容に対する不満を述べているが、これらの主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年10月まで

私は、平成4年7月31日に勤務していた職場を退職後、自分で国民年金の加入手続を行い、同年9月及び10月は外国に滞在していた。

その間の3か月分の国民年金保険料は、当時高校生であった弟へ、納付書と現金を渡して納付を依頼していたと記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、申立人から加入手続に関する具体的な説明が得られないとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟に、保険料納付に関する状況を聴取することができないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間に申立人の住民記録があるA市において国民年金に加入したとされる記録は存在しないこと、及びオンライン記録により、申立人は国民年金の加入記録が無く、厚生年金保険の加入記録のみが収録されていると確認できることなどから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、申立人に対し、別に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1666 (事案 1188、1407 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

前回の申立てでは、当初の申立てと同様に申立期間の訂正が認められなかったが、私の弟は、「昭和38年又は39年ごろに父親から自分と姉(申立人)の国民年金保険料を一緒に納付したと聞いたことがある。」と話しているので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況が不明である上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき、平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間当時の納付方法等を述べ再度申立てを行ったが、申立人の主張内容から、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、平成22年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな事情として、申立人は、その弟(次男)が昭和38年又は39年ごろに父親から申立人及びその弟自身の国民年金保険料を一緒に納付したと聞いたことがあると主張しているが、申立人の弟は、「私が実家の家業の後継者であったことから、父親はいろいろな話をしてくれたが、姉(申立人)の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、詳しく覚えていな

い。」と当初及び前回の申立ての時と同様の供述をしているだけで、当時の状況が不明である。

また、申立人は、新たな資料として国民年金加入当初に交付を受けた年金手帳を提出しているが、この手帳の「資格取得」欄には昭和41年3月21日と記載されているとともに、「被保険者の種別」欄には任意加入被保険者であることを示す「任」に○印が付されており、この記録は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも一致する上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月及び同年4月

私は、昭和51年2月に会社を退職した後、同年5月に再就職するまでの期間はアルバイトをしており、給料日にはA社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月に会社を退職した後、申立人自身が年金手帳を持参してA社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った鮮明な記憶があり、同事務所から交付された納付書により、同事務所で国民年金保険料を納付したはずであると申し立てていたが、その後、加入手続はA市役所で行ったかもしれないと述べるなど、加入手続を行った時期及び場所、保険料の納付方法に関する記憶が定かでなく、当時の状況が不明である。

また、申立人が唯一所持し、国民年金の加入手続時にも持参したとする年金手帳は、申立人の供述及び同手帳の厚生年金保険記号番号の記録から、申立人が昭和50年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した時に交付されたものと確認できるが、同手帳には、国民年金の記号番号の記載が無い上、「国民年金の記録」欄にも被保険者資格の取得日及び被保険者種別の記載が無いことから、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人が当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿には、申立人に該当する記録が無く（未加入）、これはオンライン記録とも一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であると推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない

期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私の年金記録は、昭和60年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことになっているが、資格喪失の履歴をした記憶がなく、国民年金には継続して加入し、国民年金保険料も定期的に納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、納付済みとなっている期間の国民年金保険料の納付状況をみると、A市が管理する国民年金被保険者データにより、申立期間前の昭和59年度の保険料を免除申請しているほか、57年度、58年度、61年度及び62年度の各年度の1月から3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、申立人自身が夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと述べるだけで、免除申請及び過年度納付についての記憶がないなど、保険料を定期的に納付していたとの申立人の主張は認められない点がある。

さらに、申立期間のほかにも国民年金の未加入期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月 16 日から 43 年 3 月 31 日まで A 社 B 支店 C 事業所で臨時雇用員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、提出した履歴カードのとおり当該事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する履歴カード（人事記録）により、申立人が、申立期間に A 社 B 支店 C 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、D 社に照会したところ、「A 社では、臨時雇用員の厚生年金保険等への加入を進めるため、事務処理規程を整備したことから、申立人は、申立期間に厚生年金保険に加入していたと思慮されるが、臨時雇用員等の身分をもって在籍していた期間に係る賃金台帳及び公租公課徴収等に関する資料は保存されていない。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを確認できる資料は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、勤務開始日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までは、申立人と同様に 2 か月から 3 か月の期間があったことが確認できる上、オンライン記録により、昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月までに A 社 B 支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 11 人に照会したところ、このうち 7 人から C 事業所で採用された旨の供述が得られたものの、それぞれ自身が記憶する入社後の 2 か月から 13 か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち 3 人は、同資格を取得していない期間に厚生年金保険料を給与から控除された記憶はない旨供述していることから、当時、事業主は臨時雇用員とし

て採用後、一定期間を置いて同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていた状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚は、当時、臨時雇用員の社会保険加入の基準は、各事業所によって異なっていた旨供述している上、申立人の雇用保険の被保険者記録により、当該事業所における被保険者資格取得日は昭和41年6月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致する。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社B事業所（現在は、C社D支店）には、昭和 33 年 4 月 1 日に入所した後、37 年 4 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 36 年 6 月 1 日として記録されているので、同保険の被保険者資格取得日について、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後の昭和 37 年 5 月 10 日から 42 年 6 月 30 日までの期間において勤務していたE社、及び同年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの期間において勤務していたF社のそれぞれから提出された申立人の職歴が確認できる人事記録の写しによると、そのいずれの記録においても、申立人のA社B事業所における勤務期間は、33 年 5 月から 37 年 4 月までの期間であることが記載されていることから判断すると、入所日は特定できないものの、申立人が申立期間のうち 33 年 5 月から 37 年 4 月までの期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、B事業所は、昭和 34 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、36 年 5 月 1 日にこれに該当しなくなった後、同年 6 月 1 日に再度同保険の適用事業所に該当していることから、申立期間のうち 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 31 日までの期間及び 36 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、同事業所が同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、B事業所から提出された申立人の人事履歴書は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月 1 日以降に係るものであることから、申立期間のうち 33 年 4 月 1

日から36年3月31日までの期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について同事業所に照会し、同事業所から「雇用形態を問わず、職員に係る人事記録は永年保存としており、申立期間のうち昭和33年4月1日から36年3月31日までの期間に係る同記録を廃棄したということは考え難い。当事業所では、請負契約により業務に従事する場合もあったことから、申立人が同期間において、当事業所との請負契約により業務に従事していたことも考えられる上、請負契約であった場合は当事業所の職員ではないため、当然に人事記録も作成されない。臨時職員は、2か月以内の雇用期間を定められている者や短時間勤務の者等の適用除外者を除き厚生年金保険に加入するが、請負契約者については、同保険に加入することはなく、給与を支給することも無いことから、支払うべき報酬から同保険料を控除するということは考え難い。」との回答が得られたところ、当該人事記録により、申立人は、36年4月1日に臨時職員となった後、同年5月31日までの期間については、2か月の採用期間を定めた雇用契約に基づき、同事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、自身の雇用形態について、「明確には覚えていないが、入所当初は、職場に住み込みながら勤務し、24時間体制でG業務に従事していたことから、請負制であったのかもしれない。」と供述していること、及び申立人が名前を挙げた同僚14人のうち所在が特定できた二人に照会したところ、二人共に「申立人は、入所当初から一定期間は住み込みでG業務に従事し、その後、臨時職員となったはずである。臨時職員は厚生年金保険に加入するはずであるが、業務請負の場合は同保険には加入せず、同保険料についても、控除されるということはないと思う。」と供述していることを併せて判断すると、申立人がB事業所において、入所当初から同保険に加入し、給与から同保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録はない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

申立期間については、A社に勤務し、給料を 25 万円、税金、社会保険料等を差し引いた手取り額として 20 万円とする契約であったが、厚生年金保険の被保険者記録によると標準報酬月額が 20 万円となっており、実際よりも 5 万円低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時の事業主と約束した報酬月額よりも 5 万円低額で記録されているとして、標準報酬月額の記録訂正について申し立てている。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、申立期間当時、給与及び社会保険事務を担当していた者は、「申立期間当時の書類を保管しておらず、当時の社長も既に死亡しているが、申立人の給与については、20 万円を申立人に振り込み、社会保険料及び税金については全額会社負担とするように、当時、社長から言われ、そのように事務処理を行ったことを記憶している。社会保険事務所(当時)へ健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する際にも、申立人の標準報酬月額を 20 万円として届出を行い、給与台帳を作成する際にも、標準報酬月額を 20 万円として算出した厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、申立人の雇用保険受給資格者証には、平成 13 年 12 月 31 日に離職した時点での賃金日額が 7,868 円と記載されており、雇用保険法第 17 条第 1 項の規定により、離職時賃金日額は離職前 6 か月間の賃金総額を 180 で除した額で決定されるところ、この賃金日額により算出した給与月額から標準報酬月額

20万円として算出した社会保険料額及び源泉所得税額を控除した金額は、申立人から提出された預金通帳の写しにより確認できる申立人の給与振込金額の20万円におおむね一致していることから、申立人の厚生年金保険料については、標準報酬月額20万円として算出した同保険料額が控除されていたものと推認できる。

さらに、申立人から名前が挙がった同僚一人及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人の合計7人に、当該事業所における給与月額の決定方法及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち二人は「当該事業所における給与は個人ごとに決定されていた。」と供述しているものの、申立人の給与月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる供述を得られなかった。

加えて、申立人の当該事業所に係るオンライン記録において、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された記録も無い上、申立人は、「給与の決定方法については、当時の社長との口約束だけであり、給与明細書も受取っていない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年2月1日まで

昭和40年1月4日から41年1月31日までA市B部C事業所（適用事業所はA市D局B部E課）に臨時職員として勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が40年4月1日として記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態とは相違しているので、同保険の被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る採用前の職歴が記載された職員履歴書及び申立人と同じ業務に従事していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同市B部C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に当該事業所を管轄していたA市D局F部に照会したところ、「申立期間当時の臨時的任用職員の勤務形態及び厚生年金保険適用の関係書類については、保存期間満了により廃棄しているため不明。」と回答している。

また、申立人は、「昭和40年1月に臨時職員としてA市B部C事業所に採用された後、41年2月にA市職員として採用されるまでの期間については継続して勤務していた。」と供述しているところ、申立人が申立期間当時、同じ雇用形態であり、かつ同様の業務に従事していた同僚として名前を挙げた者は、「申立人は、私が採用された時には既に勤務しており、A市職員として採用されるまで継続して一緒に勤務していた。私も申立人と同様に、臨時職員として採用されてから昭和42年3月にA市職員として採用されるまで、継続して勤務していた。」と供述しているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、この同僚の厚生年金保険被保険者記録は、昭和40

年4月5日に資格取得、同年5月9日に資格喪失しており、その後、同市職員共済組合員として記録が確認できる42年3月1日までの期間については、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が姓のみ記憶している同僚3人については、A市G部H課では、退職した職員に係る情報は個人情報の観点から提示できないとの見解から所在を特定できず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いは確認できない上、同市B部C事業所の適用事業所である同市D局B部E課において厚生年金保険被保険者記録が確認できる15人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、昭和40年1月4日に同被保険者資格を取得し、同年3月31日に離職した記録となっており、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と一致している。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

申立期間はA社に勤務し、年俸を分割した本給 18 万 1,500 円に諸手当を加えて月 30 万円前後の給与を支給されていたが、オンライン記録では申立期間の標準報酬月額は 18 万円となっている。

申立期間の一部について給与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載された給与明細書を保管しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち平成 14 年 1 月から同年 7 月までの期間については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額（平成 14 年 1 月は 30 万 3,901 円、同年 2 月は 27 万 2,182 円、同年 3 月は 29 万 5,650 円、同年 4 月は 34 万 6,390 円、同年 5 月は 29 万 2,362 円、同年 6 月は 29 万 8,591 円、同年 7 月は 28 万 9,919 円）に見合う標準報酬月額（平成 14 年 1 月は 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 30 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 28 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）よりもいずれも高額であるものの、当該給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額（平成14年1月から同年6月までは1万2,375円、B厚生年金基金解散後の同年7月は1万5,615円）及び厚生年金基金掛金額（平成14年1月から同年6月まで3,240円）の合計額（平成14年1月から同年7月まで1万5,615円）に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とすべて合致している。

また、申立期間のうち平成13年10月から同年12月までの期間及び14年8月及び同年9月については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 11 月 1 日まで
平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 11 月 1 日まで町立A事業所（現在は、公立A事業所）にB職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公立A事業所が保管する申立人の臨時職員任用伺及び人事記録により、申立人が、町立A事業所において平成 12 年 7 月 1 日に臨時職員として任用された後、同年 11 月 1 日にB職に任命され、13 年 9 月 30 日に退職を承認されたことが確認でき、申立期間のうち 12 年 7 月 1 日から 13 年 9 月 30 日までの期間においてはA町職員として町立A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、公立A事業所に照会したところ、「申立人は、申立期間のうち平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 9 月 30 日までの期間においては当町の正職員であったことからD共済組合員であった。」と回答している。

また、D共済組合に照会したところ、「申立人の申立期間のうち平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間は、D共済組合員期間であり、申立期間を含む同年 10 月 1 日から 15 年 3 月 16 日までの期間は健康保険の任意継続被保険者期間である。」と回答があり、これは、同組合から提出された組合員台帳照会画面の写しによっても確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間のうち平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間はD共済組合員であり、同日から同年 11 月 1 日までの期間においては同共済制度における健康保険の任意継続被保険者であったものと認められる。

なお、D共済組合では、「今回、申立人の年金記録において当共済組合における加入記録が漏れていることが判明したため、当該記録を申立人の年金記録に統合するための手続を進める。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 2 月ごろまで
昭和 39 年 9 月ごろ A 社 B 営業所に入社し、40 年 2 月ごろまで C 職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社 B 営業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社本社では、「申立期間当時のすべての C 職台帳を保存している訳ではないが、確認できる当時の C 職台帳には、申立人の名前は無い。また、当時の厚生年金保険の取扱いについては、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間当時、A 社本社で D 業務を担当していた同僚は、「当時のことは何も覚えていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、申立人が同期入社と同僚として名前を挙げた唯一の同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が A 社 B 営業所に入社したとする昭和 39 年 9 月以前の同年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人の供述と符合しない上、この同僚は、「A 社 B 営業所に勤務した当初の 3 か月間は同社の正社員ではなく、その日の売上の 3 割を日給でもらう給与形態であり、給与からは

厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

加えて、A社本社によると、申立期間当時の同社B営業所におけるC職の数は40人程度であったとしているが、被保険者名簿及び同社のC職台帳によると、申立期間当時、同社同営業所の厚生年金保険被保険者数は26人から31人であることから、当時、同社のC職には、厚生年金保険に加入していなかった者がいたと考えられる。

その上、A社に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日に A 社 B 支社に C 業務の D 職として入社した。

研修期間の後、A 社 B 支社 E 事業所へ配属となり、自身でも C 業務を行う傍ら、F 業務に従事し、同年末まで勤務したが、年金記録では、同社 G 支社において、昭和 46 年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入したことになる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社が保管する申立人に係る C 業務員登録カードにより、申立人が申立期間において同社同支社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社 B 支社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険資格喪失確認通知書」によると、申立人は同社 G 支社において、昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47 年 1 月 1 日に同被保険者資格を喪失しており、これは、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録と一致し、事業主が被保険者原票どおりに届け出たことが確認できる。

また、A 社本社は、「申立人が勤務していたとしている当社 B 支社は、昭和 46 年 1 月に設置しており、同支社が 49 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所に該当する以前については、当社 G 支社において厚生年金保険に加入させていたと考えられる。申立人は、申立期間に当社 B 支社において勤務していたと考えられるものの、健康保険及び厚生年金保険については、当社が保管している資料から、46 年 8 月 1 日から 47 年 1 月 1 日までの期間に加入させていたと考えられ、46 年 8 月 1 日より前の申立期間に係るこれらの保険料を給与から控除

していたとは考え難い。当社では、採用する従業員の職種や契約内容等により、健康保険及び厚生年金保険に加入させる時期の取扱いは異なっており、一律に従業員の採用と同時にこれらの保険に加入させる取扱いとはなっていない。」と回答している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないため、同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

加えて、A社G支社に係る被保険者原票において、申立期間中の昭和46年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人は、いずれも「私は、昭和46年1月に申立人と同じC業務のD職として採用された。」と供述しており、厚生年金保険の加入は、申立人と同じく、入社してから約4か月後であることが確認できる。

その上、上記の申立人と同じD職として採用されたとしている同僚4人のうち1人からは、「私は、昭和49年か50年ごろからD職の指導職を務めていた。D職は、いわばC業務職の見習いという位置付けであった。採用したD職の多くは途中で辞めて行くため、入社後の数か月間は健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、これらの保険料も控除していないはずである。私も、研修期間を含む入社後の数か月間は健康保険及び厚生年金保険には加入しておらず、これらの保険料も控除されていない。申立人も同様であったはずである。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 18 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和 47 年 4 月 2 日から同年 12 月 20 日まで
② 昭和 48 年 5 月 20 日から 49 年 5 月 18 日まで
③ 昭和 49 年 6 月 25 日から同年 11 月 6 日まで

申立期間にA社B支店でC職として勤務した。申立期間①及び③については、同社を退職した時に雇用保険を受給した記憶がある。

勤務していた期間に給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、管轄する年金事務所は、「A社B支店に勤務していた者は、同社D支店において厚生年金保険の被保険者になっている。」と回答していることから、A社D支店及び同社の健康保険組合に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、いずれも不明又は確認できないと回答している。

また、オンライン記録から、A社D支店において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある者 10 人に照会したところ、8 人から回答があったが、全員が「申立人には記憶がない。」と供述しており、このうち、申立期間に同社同支店においてE部門の担当であった者は、「各支店でC職として採用されていた者は、正社員ではなかった。」と供述し、また、申立期間にF業務をしていた者は、「申立期間が連続していないことから判断すると、申立人は季節労働者ではないかと思う。季節労働者は、雇用保険にだけ加入して厚生年金保険

に加入させていなかった。」と供述している。

以上のほか、申立人の各申立期間が1年未満でその間に厚生年金保険の未加入期間があること、及び申立人が「申立期間①及び③について、退職した時にG県において雇用保険の給付を受けた。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当該事業所に季節労働者として勤務していたものと考えられる。

さらに、A社D支店の厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は無く、同名簿において昭和47年4月から49年11月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。